

議案第92号

調停案の受諾について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第251条の2第3項の規定により茨城県自治紛争処理委員から勧告のあった調停案の受諾について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月12日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

1 調停の申請日

令和5年9月27日

2 調停案の提示及び受諾の勧告があった日

令和5年12月6日

3 紛争の当事者

- (1) 申請者 かすみがうら市
- (2) 相手方 霞台厚生施設組合

4 調停案の要旨

- (1) 申請者は、組合に対し、正副管理者会議で承認された旧施設解体費用を負担すること。
- (2) 組合は、申請者による旧施設解体費用の支払が遅延したことによ

り、組合に生じた損害（督促手数料、延滞金等）について、申請者に対する請求を放棄すること。

- (3) 組合は、今後、組合の共同処理事務遂行に当たり、霞台厚生施設組合規約（以下「規約」という。）、協定等の規定の関係、文言の意義等を明確にした上で丁寧な協議を行い、その協議結果によっては規約の改正や協定の締結等を適切に行い、4市町間での誤解等を生じない明確かつ適切な意思決定につながる業務の運営に努めること。

なお、本件紛争は、当事者間のコミュニケーション不足が一因で生じたものとも言えるため、組合は、十分な相互理解に基づく円滑な業務運営を推進し、もって4市町住民へのよりよいサービス提供が図られるよう努められたい。